

平成30年7月26日

警察庁交通局

交通規制課長 今村 剛 殿

制限外積載許可における  
許可期間の延長に関する要望書

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



公益社団法人 全日本トラック協会

鉄骨・橋梁部会 部会長 宮地 高照



平素は、当業界の業務に対して格別のご指導・ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しています。

一方、昨今の多様化する輸送ニーズの中で、分割できない貨物等の特殊な輸送品目の輸送を行うにあたっては、関係法令を遵守し、必要な許可を受けた上で輸送することが不可欠であります。

物流業界における労働力不足が一層深刻化しているなか、許可を受けるにあたり必要な書類を作成・準備することは、申請者にとって多大な負担を要し、従業員の長時間労働に一層の拍車を掛けております。

こうした中、制限外積載許可を受けた場合の許可の期間については、『制限外積載許可取扱要領』（平成12年1月26日付け警察庁丙規発第3号）に基づき、各都道府県警察署において「原則として3ヶ月以内」として取り扱われています。

このため、概ね3ヶ月ごとに同内容の申請を複数回繰り返して行う状況にあり、また、1回の申請に多くの書類が必要なことから申請者の事務作業が煩雑化しております。

政府において進める働き方改革の実効性を高める上でも、長時間労働の是正・生産性の向上のための改善策を図っていただくことは、大きな効果が期待できるものと考えております。

つきましては、制限外積載の許可にあたり、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況が確認されていますが、運転に支障をきたす条件変更が頻繁に発生している状況にないことから、申請者の事務作業における負担軽減を図るため、許可期間を現行の3ヶ月以内から1年以内に延長していただきますよう宜しくお願い申し上げます。